

議案第 6 2 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する等の条例

(川崎市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表等々力緑地の項中

「

陸上競技場写真判定室

」

を

「

陸上競技場写真判定室
補助競技場
運動広場

」

に改め、同条第 2 項の表中

陸上競技場照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。
-----------	--------------------	----------------------------	-----------------------------	--

を

陸上競技場照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。
補助競技場		午前9時から 午後6時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで		

に改める。

第8条第1項の表中

陸上競技場 写真判定室	同	18,000円		
----------------	---	---------	--	--

を

陸上競技場 写真判定室	同	18,000 円		
補助競技場	1 回（4 時間以内）	5,000 円	1 人 1 回 （2 時間 以内）	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳 未満の者（高 100円 校生を含む。）
運動広場	同（2 時間以内）	2,000 円		

に改める。

（川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例の廃止）

第 2 条 川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例（平成 8 年川崎市条例第 4 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 2 条の規定による廃止前の川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例（以下「旧広場条例」という。）第 3 条の規定によりなされた許可又は当該許可に係る手続は、第 1 条の規定による改正後の川崎市都市公園条例（以下「新都市公園条例」という。）第 7 条第 1 項の規定によりなされた承認又は当該承認に係る申請とみなす。
- 3 施行日前に旧広場条例第 4 条第 1 項の規定により納付された使用料は、新都市公園条例第 8 条第 1 項の規定により徴収した使用料とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

等々力緑地中央スポーツ広場を都市公園にすることに伴い、所要の整備を行うとともに、川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例を廃止するため、この条例を制定するものである。